



週刊

こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047(752)0453 植田 進 ☎047(487)9754
伊原 忠 ☎047(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>

共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp



第331号

2017年8月21日

発行

日本共産党
八千代市議会議員団

八千代市大和田新田
312-5

公民館の有料化、統廃合の方針が

八千代市には公民館が9館あります。公民館では、約380の文化・学習・健康などのサークルを中心に、年間約20万人（累計）を超える方が利用し、地域住民の生涯学習や交流の場となっています。

市は一昨年7月作成した「公共施設総合計画」で、「将来の人口減」「財政負担」を理由に、公民館利用の有料化、施設統廃合、指定管理者の導入などの検討を打ち出しました。この背景には、安倍・自公政権が、人口減少対策として打ち出した「地方創生」、行政サービスの「集約化」など、地域活性化に逆行する施策があります



公民館が憲法普及に大きな役割を

今年は憲法施行から70周年です。憲法は私たちの暮らしの中に民主主義を根づかせてきました。その過程で大きな役割を果たしたのが公民館です。

戦後まもなく文部次官は「公民館の設置について」という通達を出しました。そこでは「新憲法を日常的に具現するための恒久的施設」と公民館を位置づけています。当時の文部省社会教育課長の著書には、「民主主義を我がものとし、平和主義を身につけた習性とするまでにわれわれ自身を訓練しよう」、「われわれの力でわれわれの教養施設を作ろうではないか」と、その熱い思いが綴られています。

教育権・学習権を保障する場

自治体による公共施設の整備・管轄が必要なのは、住民の基本的な人権を保障することが求められるからです。地方自治法には「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設（これを公の施設という。）を設ける」（第244条1項）としています。社会教育法では「国及び地方公共団体は、すべての国民があらゆる場所を利用して自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」（第12条）としています。

公民館の廃止や有料化は、利用者の創作・学びの場とともに、社会教育を受ける権利をも奪うものです。公民館は、基本的な人権としての教育権・学習権を保障する場として、より充実することが求められます。

（「八千代市議団ニュース」8月14日付の「2011年度に債権管理条例を制定」を「2013年度に債権管理条例を制定」にお詫びして訂正します）